

エグゼクティブ・
サマリー
2024年
ハーグ年次報告





エグゼクティブ・サマリー 2024年 ハーグ年次報告 意匠の国際登録

本書では、WIPOが管轄する「意匠の国際登録に関するハーグ制度」の利用に関する主な動向について説明する。

詳細については、2024年ハーグ年次報告の完全版 (英語) を参照されたい。

www.wipo.int/ipstats

2023年: 主な数字

8,566 (+7.4%)

国際出願件数

25,414 (+1.3%)

国際出願に含まれる意匠の数

8,366 (+8.3%)

国際登録件数

25,262 (+0.5%)

国際登録に含まれる意匠の数

38,498 (+14.9%)

国際出願における指定の数

103,063 (+5.1%)

国際出願の指定に含まれる
意匠の数

37,043 (+15.7%)

国際登録における指定の数

103,168 (+7.0%)

国際登録の指定に含まれる
意匠の数

5,592 (+5.8%)

国際登録の更新件数

21,791 (+3.4%)

国際登録の更新に含まれる
意匠の数

56,567 (+9.2%)

存続中の国際登録件数

213,318 (+7.1%)

存続中の国際登録に含まれる
意匠の数

意匠保護の需要は2021年および2022年に2桁成長を記録した後、2023年には1.3%の微増となった

2023年、世界知的所有権機関 (WIPO) は「意匠の国際登録に関するハーグ制度」を通じて8,566件の国際意匠登録出願を受理した。これは対前年比で堅調な7.4%増である (図1参照)。また、出願に含まれる意匠の数も25,414件と過去最高を記録し、1.3%の微増であった (図2参照)。2023年には1.3%の微増であったが、2021年は20.9%増、2022年は11.5%増を記録した。これは2022年に中国がハーグ制度に加入したことに主として起因する。

2023年の国際出願件数は7.4%増加し8,566件に達した

図1. 国際出願 (2013~2023年)



出典: WIPO統計データベース (2024年3月)

国際出願に含まれる意匠数は過去最高の計25,414件を記録し、1.3%の微増となった

図2. 国際出願に含まれる意匠数 (2013～2023年)



出典: WIPO統計データベース (2024年3月)

68以上の国・領域の出願人がハーグ制度で国際出願を行った

2023年にブラジルおよびモーリシャスがハーグ制度に加入したことで、ハーグ協定の締約国の総数は79となった。これにより、出願人は96の国の領域において意匠の保護を受けることができるようになった。なお、本制度がカバーする「国」の数よりもハーグ協定の「締約国」の数が少ないのは、アフリカ知的財産機関 (OAPI) および欧州連合 (EU) が「ハーグ締約国」として加盟しているためである。出願人はこれら2つの政府間機関を出願において指定することができ、それぞれの機関によってその加盟国全てにおいて保護が付与される。2023年、68以上の国から3,500以上の出願人が国際出願を行った。

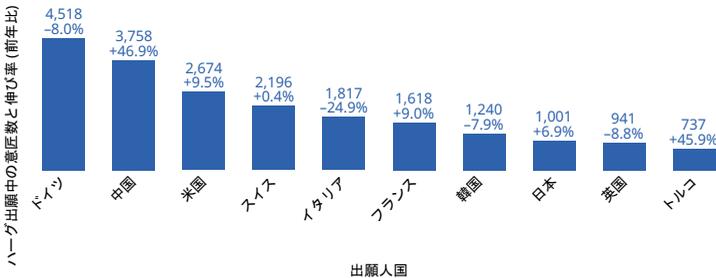
ドイツが引き続き国際意匠制度の最大ユーザであった

2023年に8%減となったものの、ドイツが引き続き国際意匠制度の最大ユーザであり意匠数は4,518件、次いで、中国(3,758件)、米国(2,674件)、スイス(2,196件)、イタリア(1,817件)の順であった(図3参照)。最近加入した中国は、2023年に意匠件数が46.9%増加し2位の座を固めた一方、イタリアは2022～2023年の間に24.9%減となったため4位から5位に順位を下げた。

上位10カ国のうち、中国(+46.9%)およびトルコ(+45.9%)は2023年に2桁成長を記録した。アメリカ合衆国(米国)(+9.5%)、フランス(+9%)および日本(+6.9%)も2023年に堅調な伸びを示した。一方、4カ国で減少を記録し、イタリア(-24.9%)が最大の減少率を示し、次いで、連合王国(英国)(-8.8%)、ドイツ(-8%)、韓国(-7.9%)の順であった。

意匠数は8%減であったものの、ドイツが4,518意匠で2023年も引き続きハーグ制度の最大ユーザであった

図3. 上位10の出願国についての国際出願に含まれる意匠数(2023年)



注: 「出願国(origin of an application)」とは、出願人住所に記載された居所等が所在する国(country)または領域(territory)を意味する。

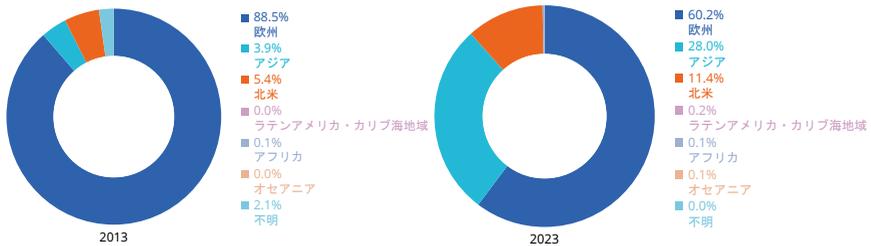
出典: WIPO統計データベース(2024年3月)

2023年、世界全体で出願された全意匠のうち60.2%が欧州に拠点を置く出願人によるものであった(図4参照)。これは、ハーグ制度の締約国の大半が欧州諸国であることに起因する。ただし、中国、日本および韓国が近年ハーグ制度に加入したことを受け、アジア諸国からの意匠の割合が著しく増え、2013年に

3.9%だったのが2023年には28%まで増加した。また、カナダおよび米国の加入により北米のシェアも大幅に増加し、2013年に5.4%だったのが2023年には11.4%となった。一方、アフリカ、中南米カリブ海地域 (LAC) およびオセアニアの合計シェアは2023年に0.4%であった。これは、この3つの地域のハーグ締約国の数が限られていることに起因する。

アジアからの意匠出願のシェアが2013年と比べて2023年に急増したのは、2014年に韓国、2015年に日本、そして2022年に中国がハーグ制度に相次いで加入したことに起因する

図4. 地域別に見た国際出願に含まれる意匠数 (2013年および2023年)



注: 2012年または2022年のいずれかに意匠出願が少なくとも1件行われた国 (country) または領域 (territory) の数は、地理的地域別に見ると次の通りである: アフリカ (8)、アジア (17)、欧州 (41)、中南米カリブ海地域 (LAC) (4)、北米 (2)、オセアニア (1)。「地域 (region)」は国際連合の定義による。

出典: WIPO統計データベース (2024年3月)

2023年、公表された意匠数では韓国のサムスン電子が米国のプロクター・アンド・ギャンブルを抜いてトップの出願人に

公表された登録に含まれる意匠数では、韓国のサムスン電子 (Samsung Electronics) が、前年首位であった米国のプロクター・アンド・ギャンブル (Procter & Gamble、525意匠) を抜いて、544意匠で首位となった (表5参照)。韓国のLGエレクトロニクス (LG Electronics) およびドイツのポルシェ (Porsche AG) がそれぞれ352意匠で同率3位につけ、次いで、中国の小米移動 (Xiaomi Mobile Software) が315意匠で続いた。

ポルシェ、フランスのエルメス・セリエ (Hermes Sellier)、ドイツのTriple A Finance社、ドイツのアルフレッド ケルヒャー (Alfred Kärcher) はいずれも、2022年と比較して2023年の公表意匠数が大幅に増加し、それぞれ、意匠数にして235件、179件、175件、142件の増加となった。一方、プロクター・アンド・ギャンブルの2023年の意匠数は2022年と比べて162件少なく、ランキングを首位から2位に下げる結果となった。

公表された登録の意匠数では韓国のサムスン電子が
 米国のプロクター・アンド・ギャンブルを抜いて544意匠で首位になった
 表5. ハーグ制度の上位出願人 (2021~2023年)

順位	出願人名	出願国	公表された登録に含まれる意匠数		
			2021年	2022年	2023年
1	サムスン電子	韓国	862	451	544
2	プロクター・アンド・ギャンブル	米国	665	687	525
3	ボルシェ	ドイツ	45	117	352
3	LGエレクトロニクス	韓国	655	366	352
5	小米移動 (Xiaomi)	中国	227	251	315
6	フォルクスワーゲン	ドイツ	403	233	312
7	フィリップス エレクトロニクス	オランダ	678	633	294
8	ジェリーキャット (Jellycat)	英国	100	403	255
9	エルメス・セリエ	フランス	168	72	251
10	アルフレッド ケルヒャー	ドイツ	102	47	189

注: 機密保持の観点から、データは公表された登録および対応する公表日に基づく。

出典: WIPO統計データベース (2024年3月)

2023年、国際出願において最も多く指定されたハーグ締約国は引き続きEUであり、指定件数は5,843件で18,575意匠が含まれた

ハーグ制度は、単一の国際手続を通じて複数の管轄区域における意匠登録の手続を簡素化するための仕組みである。出願人は、意匠の保護を求める管轄区域としてのハーグ締約国、すなわち「指定締約国」を選択することができる。2023年、出願人は、1つの国際出願で、96の国・領域において最大100の意匠について保護を求めることができる。

国際出願において最も多く指定されたハーグ締約国は引き続きEUであり、指定件数は5,843件で18,575意匠が含まれた (図6参照)。EUは2010年以来、トップの座を維持している。EUに続いて、英国が15,373意匠で2番目に多く指定され、次いで、スイスの8,176意匠、米国の8,109意匠、中国の5,720意匠の順となった。上位10の指定締約国のうち4カ国において、指定に含まれる意匠の数

が2桁増を記録し、最近加入した中国では+68.4%と最も大きく増加した。中国以外で2桁成長が見られたのは、ノルウェー (+11.1%)、米国 (+11.1%) および日本 (+10%) の3カ国であった。

指定に含まれる意匠数では、EUおよび英国が引き続きトップ2の指定締約国であった

図6. 上位10の指定締約国についての国際出願の指定に含まれる意匠数 (2023年)



出典: WIPO統計データベース (2024年3月)

2023年、全意匠のうち輸送手段に関連する意匠が11.1%を占めた

2023年、全意匠のうち最大シェアを占めたのは輸送手段 (第12類) で、全意匠の11.1%を占めた。次いで、記録・通信機器 (第14類) が8.6%、家具 (第6類) が7.6%、パッケージおよび容器 (第9類) が6.9%、家庭用品 (第7類) が5.6%の順となった。2023年、上位10の意匠分類を合計すると、全意匠の64%を占めた (表7参照)。上位10の分類のうち、意匠数が大きく伸びたのは、衣料品 (第2類) が33.8%増、電気の生産、供給または変流のための機器 (第13類) が32.4%増、家庭用品 (第7類) が26.3%増であった。

2023年、全意匠のうち最大シェアを占めたのは輸送手段 (11.1%) に
関連する意匠であった

表7. 分類別に見た国際出願に含まれる意匠数 (2021~2023年)

分類	2021年	2022年	2023年	2022~2023年の 増加率 (%)	2023年の合計に 占める割合 (%)
第12類: 輸送手段	2,209	2,432	2,829	16.3	11.1
第14類: 記録・通信機器	2,162	2,605	2,174	-16.5	8.6
第6類: 家具	1,544	1,698	1,924	13.3	7.6
第9類: パッケージ・容器	1,872	1,784	1,745	-2.2	6.9
第7類: 家庭用品	837	1,131	1,428	26.3	5.6
第26類: 照明用機器	1,458	1,448	1,398	-3.5	5.5
第23類: 加熱・冷却用機器	1,035	1,522	1,334	-12.4	5.2
第2類: 衣料品	1,114	914	1,223	33.8	4.8
第21類: 遊戯用具、玩具および 運動用品	896	1,335	1,192	-10.7	4.7
第13類: 電気の生産のための機器	674	774	1,025	32.4	4.0

出典: WIPO統計データベース (2024年3月)

ハーグ制度を利用した登録意匠の数は過去10年間で 2倍以上になった

国際事務局 (IB) の報告では、2023年における国際登録件数は8,366件で、前年比で8.3%増であった。また、登録に含まれる意匠の数は25,262件で、前年比で0.5%の微増であった (表8参照)。ただし、長期的に見ると増加傾向を示しており、ハーグ制度を通じて登録された意匠の数は、2013年に11,869意匠であったのが、2023年には25,262意匠まで増加しており、過去10年間で2倍以上になっている。

ドイツ居住の名義人が最大シェアを保有し全意匠登録の18.3%を占め、次いで、中国 (14%)、米国 (10.1%)、スイス (9.2%)、イタリア (8.2%) の順であった (表8参照)。上位5の出願国のうち、中国からの登録意匠件数が2023年に63.7%増加し、その結果、順位を2つ上げて2位につけた。また、スイスも2023年に13.8%増を記録し、順位を1つ上げて4位となった。これに対して、ドイツ (-9.6%)、イタリア (-5.5%) および米国 (-6.1%) では同期間に件数が大きく減少した。

2023年、上位4の出願国（中国、ドイツ、スイスおよび米国に居住する名義人）が全登録意匠の半数以上を占めた

表8. 上位10の出願国についての国際登録件数および登録意匠数（2023年）

出願国	登録件数			登録における意匠数		
	2023年	2022～2023年の増加率 (%)	2023年の合計に占める割合 (%)	2023年	2022～2023年の増加率 (%)	2023年の合計に占める割合 (%)
ドイツ	907	3.7	10.8	4,612	-9.6	18.3
中国	1,718	57.8	20.5	3,531	63.7	14.0
米国	711	-11.0	8.5	2,557	-6.1	10.1
スイス	710	12.0	8.5	2,320	13.8	9.2
イタリア	487	-13.7	5.8	2,071	-5.5	8.2
フランス	674	4.7	8.1	1,565	8.5	6.2
韓国	838	6.3	10.0	1,261	-0.6	5.0
日本	478	5.3	5.7	987	3.1	3.9
英国	238	7.2	2.8	977	-13.8	3.9
オランダ	239	8.6	2.9	685	-36.9	2.7
その他 / 不明	1,366	-4.9	16.3	4,696	-7.0	18.6
合計	8,366	8.3	100.0	25,262	0.5	100.0

注: 「上位10の出願国」は2023年の登録に含まれる意匠数に基づく。

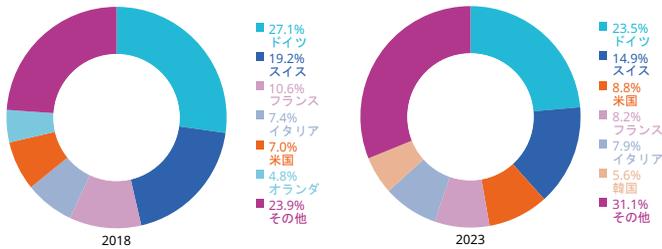
出典: WIPO統計データベース (2024年3月)

2023年、約213,300意匠を含むおよそ56,700件の国際登録が存続していた

存続中の登録件数は9.2%増え、2023年には56,567件に達した。存続中の登録には、およそ213,318意匠が含まれた。ただし、登録および意匠の大部分は少数の国に集中した。2023年、フランス、ドイツ、イタリア、韓国、スイスおよび米国の合計件数は、存続中の全意匠の約68.9%であった（図9参照）。ただし、これらの国の合計シェアは、2018年から2023年にかけて約6.6ポイント減少した。

上位6の出願国についての存続中の登録の合計シェアは2018年の76%から2023年の69%に減少した

図9. 上位6の出願国についての存続中の国際登録に含まれる意匠数のシェア (2018年および2023年)



出典: WIPO統計データベース (2024年3月)

2023年、IBは77の指定締約国に1440万スイスフランを払った

2023年、各指定官庁が国際事務局 (IB) から受領した指定手数料は合計で約1440万スイスフラン (CHF) であった。米国が最大シェアを占め全体の23.1%で、次いで、日本が21.2%、EUが12.2%、中国が9.9%、カナダが8.9%であった (表10参照)。2022年5月に指定締約国になった中国は、2023年には受領額が第4位であった。2023年にIBが払った手数料の総額に対するシェアでは、中国 (+4.7%) およびカナダ (+0.4%) の両国が前年よりもシェアを伸ばした。

2023年に指定締約国に払われた手数料1440万スイスフランのうち、EU、日本および米国が受領した合計額のシェアは56.5%であった

表10. IBが上位10の指定締約国に払った手数料 (2022～2023年)

指定締約国	2022年	2023年	2023年の合計に占める割合 (%)
米国	2,960,737	3,324,689	23.1
日本	3,369,831	3,059,888	21.2
EU	1,637,676	1,755,263	12.2
中国	661,491	1,419,517	9.9
カナダ	1,092,364	1,282,723	8.9
韓国	875,925	1,092,653	7.6
スイス	330,132	316,724	2.2
ロシア連邦	173,645	246,771	1.7
英国	205,732	215,279	1.5
メキシコ	124,665	177,904	1.2
その他	1,411,431	1,517,622	10.5
合計	12,843,629	14,409,033	100.0

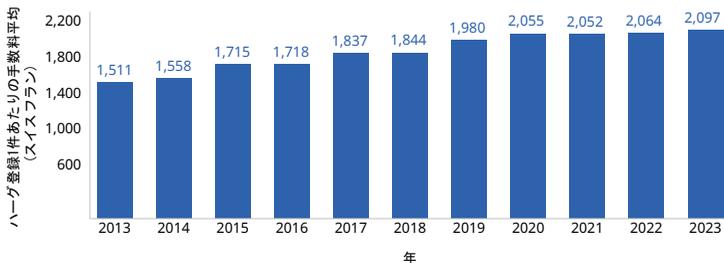
出典: WIPO統計データベース (2024年3月)

2023年、ハーグ制度を通じて出願人が国際登録1件あたりに支払った手数料は平均約2,100スイスフランであった

2023年、ハーグ制度に基づく国際登録1件あたりの手数料は平均2,097スイスフランであり、前年よりも33スイスフラン多かった (図11参照)。登録に要する手数料の平均額が増加傾向にあるのは、出願1件あたりの平均指定件数の増加に一部起因する。例えば、1件あたりの指定数が3よりも多い出願の割合は、2018年の29.7%から2023年には43.2%まで増加している。登録1件あたりの手数料は、456スイスフラン (1つの意匠を含む登録11件) から55,177スイスフラン (ドイツから出願された、47意匠を含みハーグ締約国3カ国を指定した登録1件) までさまざまであった。全登録の約3分の2についての手数料は平均の2,097スイスフランよりも少なく、登録1件あたり4,000スイスフラン以上かかったのは全登録のうち6.1%のみであった。

2023年、登録1件あたりの平均手数料は2,000スイスフランを少し超えた額であり、前年よりもわずかに増加した

図11. 登録に要する手数料 (2013～2023年)



出典: WIPO統計データベース (2024年3月)

各指定官庁がIBに通報した決定の件数は大幅に増加した

2011～2022年の期間中、国際登録について各指定官庁がIBに対して通報を行った決定の件数は登録件数を上回った。2011年に各指定官庁がIBに対して通報を行った決定の件数は2,529件であったのに対して、2022年には21,194件の通報があった。同期間中、登録件数は2,302件から5,932件に増加した(図12参照)。結果として、登録1件あたりの決定の件数の比率は、2011年の1.1から2022年には3.6まで増加した。2022年、最も多くの決定をIBに対して通報したのはEUで、全体の29.6%を占め、次いで、米国(21.7%)、日本(9.1%)、韓国(8.3%)の順となった(図13参照)。

2022年に国際登録1件あたりになされた決定の件数は前年同様、平均3.6件であった

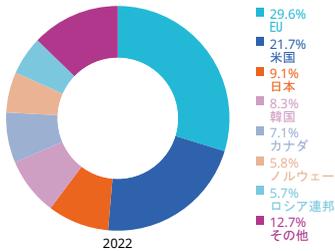
図12. 国際登録および決定 (2011~2022年)



出典: WIPO統計データベース (2024年3月)

2022年、IBに対して通報された決定のうち、EUおよび米国の合計が全体の半分以上 (51.3%) を占めた

図13. 上位の指定官庁がIBに対して通報した決定の割合 (2022年)

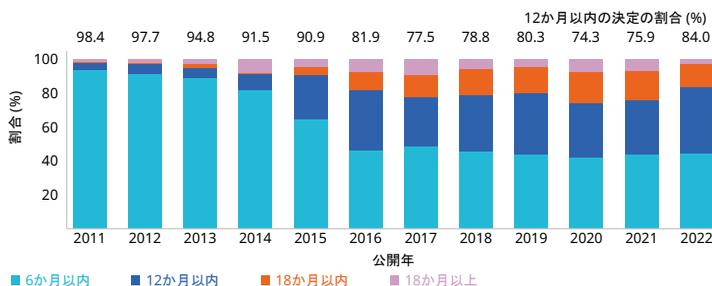


出典: WIPO統計データベース (2024年3月)

2022年、全決定の約84%が12カ月以内にIBに対して送付された

12カ月の期限を過ぎてIBに決定が送付されるケースの割合は徐々に増えており、2011年に約1.6%だったのが、2022年には約16%にまで増加した。2022年、全決定の約84%が12カ月以内にIBに対して送付されており、さらに13.1%が18カ月以内に送付された(図14参照)。全決定のうち概ね3%については、IBへの送付に公表日から18カ月以上かかった。決定がなされる時期は、決定の種類に応じて指定官庁ごとに大きく異なる。

2022年、全決定の約84%が公表日から12カ月以内に送付された 図14. 全指定官庁についての決定送付時期 (2011~2022年)



出典: WIPO統計データベース (2024年3月)

© WIPO, 2024 / © ① 表示4.0国際 (CC BY 4.0) / CCライセンスは本書内のWIPOコンテンツ以外のコンテンツには適用されません。
表紙: Getty Images/Kymny; Unsplash/T.H. Chia / WIPO出版番号: 930/24/ExSum/JA;DOI: [10.34667/tind.50207](https://doi.org/10.34667/tind.50207)